広報 ゆうべつ
2025
No.185
2



今月の主な内容

●20歳の集い
●庁舎集約に向けたこれまでの取り組み
●確定申告

今月の表紙

芭露川でたくさん釣れたよ！
わくわく体験塾 氷下釣り体験



20歳（はたち）の集い

1月12日（日）文化センターさざ波

湧別町の新20歳 2025

対象者▶平成16年度生まれ（H16.4.2～H17.4.1）

該当者▶131人

参加者▶78人



華やかな晴れ着や袴、真新しいスーツに身を包み、20歳としての抱負や近況を一人ずつ発表して式典会場に入場。刈田町長の式辞や村田町議会議長からのお祝いの言葉が贈られ、決意を新たにしていました。

20歳の主張

多くの仲間とともに、ふるさとである湧別町で式を迎えることができ、大変うれしく思います。

私は甲子園を夢見て中学卒業後は湧別町を離れましたが、不意のけがによりその夢を断念しました。

自分は何をしたいのか自問自答するなか「社長になろう」と決意し経済学部に進学しましたが、起業するためのノウハウは一切教えてくれませんでした。ですから自分からたくさんの企業に触れ、同じ志の仲間と出会い、まさしく来月までに会社を立ち上げることになりました。

多くの人はやりたいことがあっても環境のせいにしたり嫌なことがあると逃げてしまいます。夢をかなえる、成功する秘訣はやめないことだと思います。そのため人生一度きり、自分の道を突き進んでいきます。



小崎 強さん



お礼のことば



小笠原 爽さん

20歳の誓い



五十嵐 春貴さん



しての近況を表

橋本 実和さん



作業療法士になるために恵庭の大学に通っています。

大野 愛斗さん



青森県で航空自衛官として勤務しています。

畑 美羽さん



佐々木歯科医院で歯科助手として働いています。







20歳の集い交流会













20歳と抱負や発

竹中 元希さん



帯広で酪農について勉強しています。

今井 彩日さん



札幌の大学で臨床検査技師を目指し勉強しています。

熊谷 レオンさん



札幌でゲームを作るためにいろいろ学んでいます。

庁舎集約に向けた これまでの取り組み



現在進めている庁舎集約への取り組みは、令和4年3月に制定された「庁舎等検討委員会条例」から始まり、3年の月日が経とうとしています。この間、「庁舎等集約化基本構想」と「新庁舎建設等基本計画」を策定し、着実な進展を遂げてきました。

H21
H21・10 町村合併　庁舎の方式は「本庁・総合支所方式」

H25・4 教育委員会事務局を文化センターさざ波へ移転

H28
H28・4 合併10年をめどに本庁方式に移行することとして「分庁方式（上湧別庁舎・湧別庁舎）」に変更

H28～H31 議会定例会 一般質問
「既存庁舎を活用し本庁方式への移行を果敢になすべきでは」、「本庁方式に移行し本庁を上湧別庁舎にすべきでは」、「役場庁舎を一元化し文化センターTOMを改築し活用すべきでは」、「新たなまちづくりのスタートとして、庁舎は商工業、医療と連携でき、町の地理的中心の中湧別が最適では」

→ 既存庁舎を活用し、合併10年をめどに本庁方式に移行する

R3
R3・11 町長・町議会議員選挙で刈田町長就任　役場庁舎は「一元化」を基本に町民と議論していくと訴えて当選

R3・12 議会定例会 一般質問
「役場庁舎の一元化を図り利便性から中湧別を適地として、文化センターTOMを改修し庁舎にすべきと考えるが、町長の役場庁舎の認識は」

→ できるだけ早い時期に本庁方式に移行、町民による検討委員を立ち上げ議論する

R4
R4・2 「庁舎等検討委員会条例」について議会全員協議会で説明

R4・3 議会定例会 一般質問
町民による庁舎などの集約化を検討する組織を設置するため「庁舎等検討委員会条例」を提案
「本庁舎は上湧別庁舎を活用するべく現状をつぶさに説明すべきでは」、「コンパクトシティに向け中湧別地区に役場庁舎を新たに設置する構想が必要で、中湧別地区の市街化計画を早急に立てるべきでは」

→ 全会一致で可決

→ できるだけ早い時期に本庁方式に移行、検討委員会の結果を踏まえ検討する

R4・5 議会臨時会
「庁舎等集約化基本構想策定業務委託料」補正予算提案

→ 全会一致で可決

R4・6～R5・1 「庁舎等集約化基本構想策定業務委託」
庁舎等検討委員会（基本構想）による審議　全8回
答申は庁舎の方式「本庁・支所方式」、庁舎集約化の方法「中湧別地区に庁舎を新築整備」、建設候補地は中湧別小学校跡地か老人憩の家を含む町有地が望ましい、上湧別庁舎を増改築する意見もあり

R4・6～R5・3 令和4年度まちづくり懇談会「庁舎等検討委員会開催状況について説明」
R4・12～R5・1 庁舎等検討委員会（基本構想）からの答申内容を議会全員協議会で説明
R5・2 「庁舎等集約化基本構想（案）」について議会全員協議会で説明
R5・4 「庁舎等集約化基本構想（案）」についてパブリックコメントおよび町内4会場で町民説明会
R5・4～6 「庁舎等集約化構想について町長の思いが町民に伝わっていない、発言の場所も少ないと感じるが、庁舎集約に対する町長の思いは」

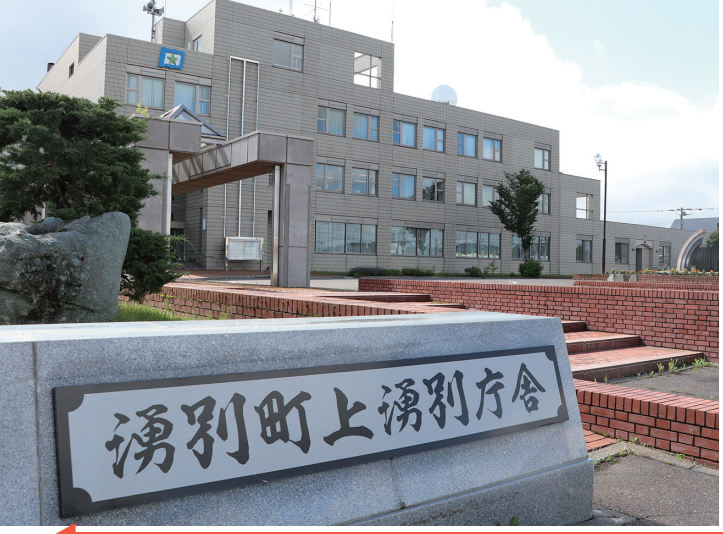
→ 30年、50年後を見据え、新しい場所で若い世代の皆さまにまちづくりに取り組んでいただきたい

R5
R5・6 議会定例会 一般質問

しかし、新聞報道では町の庁舎集約に対する認識とは異なる視点で報じられており、町民の皆さまに不安を感じさせてしまっているかもしれません。町としては、広報紙や町のホームページなどを通じて必要な情報を随時発信していますが、すべての町民の皆さまには十分に伝わっていないと考えています。そこで、これまでの取り組みを時系列で整理し、皆さまへ詳しくお知らせします。

今後も情報発信の機会を設け、庁舎集約の進捗をお伝えしていきます。

庁舎集約について詳細は町ホームページをご覧ください



R6

R5・7
庁舎等集約化基本構想（案）について、新庁舎建設に係る調査特別委員会の中間報告

R5・8
「庁舎等集約化基本構想」策定
・構想内容「行政機能の集約化を図るため、中湧別小学校跡地に新庁舎を建設し、さらに、保育環境および子育て支援の充実などのため、校舎を改修し有効活用を図る」

R5・9 議会定例会 一般質問
「庁舎等集約化基本構想」について議会全員協議会で説明
「新庁舎建設等基本計画策定業務委託料」補正予算提案

R5・10～R6・3
「新庁舎建設等基本計画策定業務委託」

R5・12 議会定例会 一般質問
「新庁舎建設に係る調査特別委員会の多数意見とは違う案で押し通したい意向で、議会軽視であり一度立ち止まって考えては」

R5・12～R6・1
令和5年度まちづくり懇談会「庁舎等集約化基本構想について説明」

R6・1～3
庁舎等検討委員会（基本計画）による審議　全4回　答申は審議の中で各委員から提言のあった意見など

R6・3 議会定例会 一般質問
「河川氾濫・雪害などの災害に対する新庁舎の備え、役割をどう考えるか」

R6・4
「新庁舎建設等基本計画（案）」について議会全員協議会および自治会長会議で説明

R6・4～5
「新庁舎建設等基本計画（案）」についてパブリックコメントおよび町内4会場で町民説明会

R6・5
「新庁舎建設等基本計画」策定
・計画内容「新庁舎の規模は2階建て約3，500㎡で、概算事業費は新庁舎30億円、校舎改修14億円、外構工事費などを含め総額54億円で、そのうち町負担額は約32億円の見込み」

R6・6 議会定例会 一般質問
「新庁舎建設等基本設計・実施設計策定業務委託料」補正予算提案

R6・11～R6・12～R7・1
庁舎等検討委員会（基本設計・実施設計）による審議
「新庁舎建設等基本設計・実施設計策定業務委託」
令和6年度まちづくり懇談会「基本計画説明、新庁舎建設Q&A、中小配置イメージ図配布」

○多数意見「文化センターTOMと周辺町有地を活用すべき」
※主な意見の内容
・教育委員会は文化センターさざ波に配置、既存の保健福祉センターを活用することでコンパクトな庁舎の建設が可能
・憩の家、屋外ゲートボール場などの活用により周辺に十分な敷地があるなど

「庁舎の位置は町民の意見、議会で議論して決めるべきでは、また、位置条例の改正案を早く提案すべきでは」、「合併推進債を利用し基本構想で示された場所に早急に建設すべきと考えるが、事業費をおさえた計画に再考すべきでは」、「早期に庁舎の位置条例を提出、建設地が決定していない中で根拠のない予算を提案すべきではない」など

過半数により可決

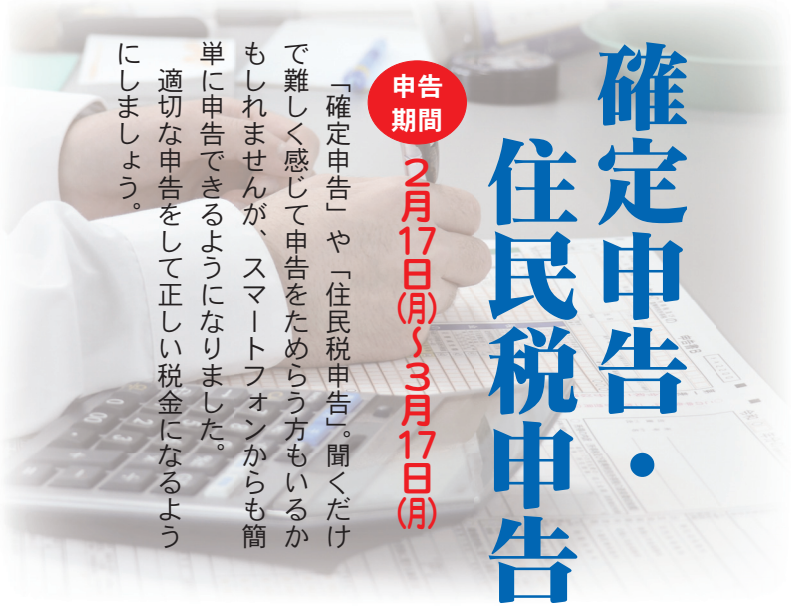
中間報告であり最終的な報告はされていないと認識している。これまでも議会に承認いただきながら進めている

過半数により可決

災害時でも72時間業務継続できる機能を確保し、防災拠点となる庁舎を目指す

位置は方向性を示し、町民、議会と協議するのが最善と判断。条例改正は令和8年3月に提案予定

確定申告・住民税申告



申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)

「確定申告」や「住民税申告」。聞くだけで難しく感じて申告をためらう方もいるかもしれませんが、スマートフォンからも簡単に申告できるようになりました。
適切な申告をして正しい税金になるようにしましょう。

確定申告とは

「前年１年間の収入・支出」を申告することです。申告内容から所得税を計算し、税額を確定します。（納めすぎた税金がある場合、払い戻しを受けることができます）

申告した収入は、住民税や国民健康保険税、介護保険料や公営住宅料金などの計算にも使用されるため、とても重要なものです。

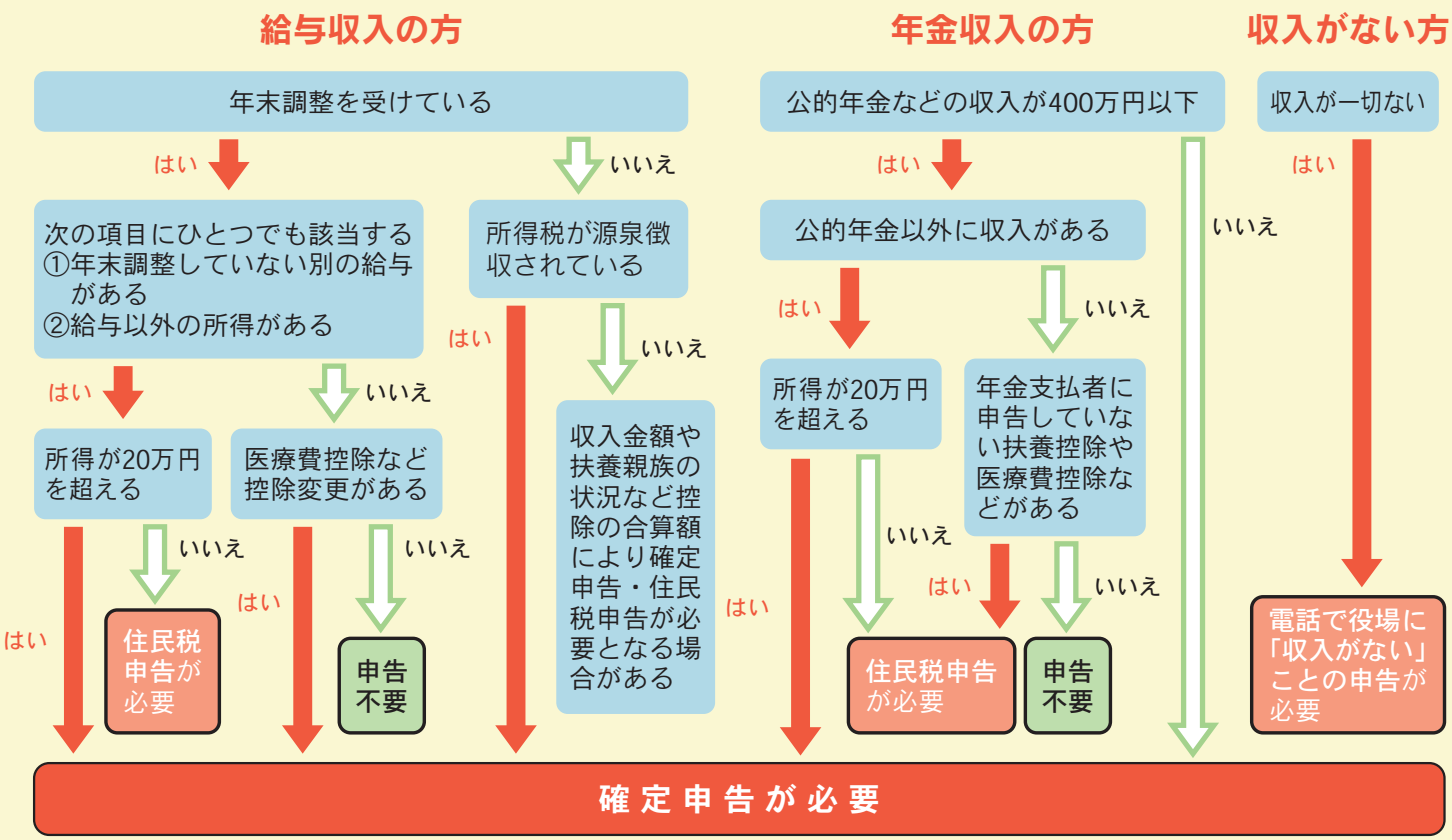
確定申告が必要な方

〇農業、営業、不動産（小作料、家賃）などの収入のある方
〇土地、建物などの資産を譲渡した方
〇配当や一時所得がある方
〇会社員で次の項目に当てはまる場合
・給与の年収が2,000万円を超える方
・給与を２カ所以上から受けていて、合算して年末調整していない方
・給与以外の所得の合計額が20万円を超える方（20万円以下の場合でも、住民税の申告は必要）
・医療費控除を受ける場合
・ふるさと納税などの寄付をした場合（ワンストップ特例を適用した方は不要）

※**年金収入の方**、上記以外の**給与収入の方**、**収入がない方**は次のフローチャートでご確認ください。

わたしは必要？

申告フローチャート（年金・給与収入の方、収入がない方）



令和６年分申告　開設期間・町内会場など

開設期間：**2月17日（月）～3月14日（金）**
※申告期間(3月17日)より前に終了します

開設時間：午前8時30分～午後5時15分
※土･日・祝日、正午～午後1時を除く

会　　場：**月・水・金曜日**　上湧別コミュニティセンター
火・木曜日　役場湧別庁舎1階会議室

※開設日以外の日に会場を訪れても申告できません
※紋別税務署でも申告を受け付けています
（入場整理券が必要となります）

～役場申告会場へ来場予定の皆さまへお願い～

医療費の領収書をお持ちの方は、人ごとに医療機関で分けて集計したものを持参ください。

申告に必要なもの

・給与や年金の源泉徴収票原本
・国民年金、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
・「マイナンバーカード」または「運転免許証などの本人確認書類」
・本人名義の金融機関口座番号
・障害者手帳（障害者控除対象者）
・帳簿（事業を営む方）など

◆住宅ローン控除を受ける場合
・家屋・土地（ローンに敷地の借入れも含まれている場合）の登記事項証明書（原本）
・工事請負契約書か売買契約書の写し
・借入金の年末残高証明書
・補助金、すまい給付金などを受給した場合は、その決定通知書の写し

よくある質問（Q＆A）

Q支払った医療費が戻ってくると聞いたのですが
A支払った医療費の額が戻ってくるわけではありません。医療費控除の該当になった場合、所得税が還付されることがあります。

Q医療費控除はいくらから該当になりますか
A次の計算で費用がある場合、該当となります。

㊤ 支払った医療費 － 保険金など補てんされた額 － 10万円*

*総所得が200万円以下の方は、総所得の5％の額

Q医療費控除を受けるにはどうすればよいですか
A確定申告か住民税申告が必要です。申告には、人・病院ごとに支払った金額をまとめた「医療費の明細書（内訳書）」の作成が必要となります。事前に用紙に作成してきてください。
※明細書に「医療費のお知らせ」を添付することが可能です。

Q控除証明書を紛失したのですが
A生命保険や国民年金保険の控除証明書は申告書への添付が必要です。紛失した場合は、役場での確認ができませんので、再発行を依頼してください。

Q確定申告と住民税申告を両方しないといけないのですか
A住民税申告は、確定申告や年末調整された方には原則必要ありません。ただし、副業所得（配当や不動産など）が20万円以下など確定申告不要な収入でも、住民税申告は必要となります。

Q収入がないので、申告しなくてよいですか
A電話などで役場に「収入がない」ことの申告が必要です。申告がないと、児童手当・公営住宅など各種申請に必要な所得証明の交付を受けることができなくなります。

国税庁ホームページ「タックスアンサー」も参考にしてください

スマホ・パソコンなら申告が簡単！！

確定申告にはご自身のスマートフォン・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告期間中、24時間いつでも、ご自宅から確定申告ができます。

また、マイナポータルとe-Taxを連携すると自動入力されるため便利です。

マイナンバーカードなどがなくても事前に税務署で手続きすればe-Taxをご利用できますし、印刷して提出することもできます。

＜e-Tax・作成コーナーヘルプデスク TEL0570-01-5901＞



マイナポータル連携で、収入や控除の自動入力も可能!

国税庁 確定申告HP

【お問い合わせ先】
①紋別税務署　TEL0158-23-2191
②湧別町役場　住民税務課税務グループ　（上湧別庁舎）　TEL2-5863（直通）

詳しい開設スケジュールはホームページをご覧ください